

いしかわ事業者版環境 I S O 優良活動表彰要綱

いしかわ事業者版環境 I S O 優良活動表彰要綱を次のように定める。

(目的)

第1条 この要綱は、県内事業者の環境保全活動の取り組みを一層深めるために、先駆的・模範的な活動に積極的に取り組み、顕著な成果があったものを表彰し、もって、県内事業者における環境保全活動の自主的な取組の促進といしかわ版環境 I S O の更なる普及拡大を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、いしかわ事業者版環境 I S O (いしかわ工場・施設版環境 I S O 含む) に登録された事業所 (以下「登録事業所」という。) の優良な環境保全活動 (以下「優良活動」という。) および登録事業所の普及拡大に顕著な功績があった団体・事業者 (以下「優良協力団体・事業者」という。) であって、前条の目的に照らして表彰することが適当と認められるものについて行う。

(条件)

第3条 優良活動表彰を受けるためには、次の条件をいずれも満たす事業所でなければならない。

(1) 応募年度の前年度末までに、いしかわ事業者版環境 I S O (いしかわ工場・施設版環境 I S O 含む) の登録証が交付された事業所であること。

(2) 登録証の有効期間満了後には、必ず更新登録を行っている事業所であること。

(3) 登録事業所の廃止、登録の取り消しを行っていない事業所であること。

2 優良協力団体・事業者表彰を受けるためには、応募年度の前年度末までに登録事業所の普及拡大に積極的に取り組んでいると認められる団体・事業者でなければならない。

(選考委員会)

第4条 いしかわ事業者版環境 I S O 優良活動表彰の被表彰者の選考に関し必要な事項を調査審議するため、表彰選考委員会を置くことができる。

(表彰者)

第5条 表彰は、知事が行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、随時行う。

(被表彰者の公表)

第8条 表彰されたものの名称及びその業績は、県のホームページ等に掲載する。

(補則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。